

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

西谷浄水場再整備事業等に伴うコンストラクション・マネジメント業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

3 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限 令和3年4月22日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出先 横浜市水道局西谷浄水場再整備推進室再整備推進課 担当 山口、大東、吉村
〒240-0046 保土ヶ谷区仏向西4番1号 西谷分庁舎3階

電話 045(337)0870

ファックス 045(337)0861

メールアドレス su-saiseibi@city.yokohama.jp

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

(注意) ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

・持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、提出先までお願いします。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

エ 提出書類

(ア) 参加意向申出書 1部

(横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第1号様式)

(イ) 共同企業体協定書兼委任状(プロポーザル参加用)(本要領第9号様式) 1部

※特定共同企業体を結成する場合は、提出してください。

(ウ) 受託実績等を証明する書類等、提案資格を有していることが確認できる資料 1部

※なお、令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)への登録について申請中の場合は、参加意向申出書の提出時に申請書の写しを添付してください。

(エ) 提案資格確認結果通知書等の返信用封筒 1枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書等郵送先の宛先を明記の上、84円切手を貼付してください。

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を提案資格確認結果通知書により通知します。

なお、提案資格を有することが確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を送付いたします。

ア 通知日 令和3年5月12日（水）までに行います。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により資格が認められなかった理由の説明を求められます。

なお、書面は横浜市水道局が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

横浜市水道局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(3) 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たした分担履行方式による特定共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該委託契約を種目及び細目別に分担した者が構成員となって結成した共同体。）又は単体企業とする。

ア 提案者が特定共同企業体である場合の構成

特定共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は原則として4者以内とし、構成員は1者で資格条件を満たす複数の業種を担当することは可とする。

イ 構成員の資格条件

(ア) 横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(イ) 特定共同企業体は、構成員が令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において、次のいずれかの種目及び細目の登録を認められている者であり、かつ、aからdまでの全ての登録が認められている組み合わせであること。

a 種目「905：建設コンサルタント等の業務」の細目「B：建設コンサルタント・PFI」

b 種目「901：建築設計（監理含む）」の細目「B：ポンプ場、処理場等の設計」

c 種目「902：設備設計」の細目「A：電気設備設計」

d 種目「903：土木設計」の細目「G：上水道等の設計」

(ウ) 上記(イ)に定める横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載されていない者又は同名簿に登載されているが、当該契約に対応するとして定めた種目及び細目について登録が認められていない者は、プロポーザル参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた種目及び細目に、現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了している場合は、提案資格を有するものとする。

(エ) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月制定、令和2年4月13日一部改正）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(オ) 特定共同企業体の各構成員は、他の特定共同企業体の構成員になることはできない。また、特定共同企業体の構成員は、単体企業として参加していないこと。

(カ) 特定共同企業体の代表となる構成員は、上記(イ)aの登録が認められている者とする。

ウ 構成員の各業種における資格条件

(ア) 構成員は、担当する業種に応じて、次の資格条件を満たすこと。また、1者で複数の業種を担当する場合は、担当する業種に係る次の資格条件を全て満たすこと。

a マネジメント

- (a) イ(イ)aに掲げる「B：建設コンサルタント・PFI」の登録を認められている者であること。
- (b) 平成18年4月1日から本委託のプロポーザル参加意向申出書の提出日までの間に完了した、官公庁又は一部事務組合発注における施設の設計及び施工段階において、スケジュール管理、品質管理又はコスト管理を含む発注者支援業務等を、元請けとして履行した実績があること。

b 建築

- (a) イ(イ)bに掲げる「B：ポンプ場、処理場等の設計」の登録を認められている者であること。
- (b) 平成18年4月1日から本委託のプロポーザル参加意向申出書の提出日までの間に完了した、官公庁又は一部事務組合発注における施設の建築工事に係る設計業務（基本設計又は詳細設計）を元請けとして履行した実績があること。

c 設備

- (a) イ(イ)cに掲げる「A：電気設備設計」の登録を認められている者であること。
- (b) 平成18年4月1日から本委託のプロポーザル参加意向申出書の提出日までの間に完了した、官公庁又は一部事務組合発注における施設の設備工事に係る設計業務（基本設計又は詳細設計）を元請けとして履行した実績があること。

d 土木

- (a) イ(イ)dに掲げる「G：上水道等の設計」の登録を認められている者であること。
- (b) 平成18年4月1日から本委託のプロポーザル参加意向申出書の提出日までの間に完了した、官公庁又は一部事務組合発注における施設の土木工事に係る設計業務（基本設計又は詳細設計）を元請けとして履行した実績があること。

e 水道施設に係る実績

c又はdを担当する者のいずれかは、次の実績を満たすこと。

平成18年4月1日から本委託のプロポーザル参加意向申出書の提出日までの間に完了した、水道法（昭和32年法律177号）第3条第8項に規定する水道施設の新設、増設又は改造に係る設計業務（基本設計又は詳細設計）を元請けとして履行した実績があること。

- (イ) 共同企業体として履行した実績の場合、上記(ア)aは代表構成員として履行した実績を対象とする。上記(ア)bからeまではその限りではない。
- (ウ) 実績が確認できる資料（契約書、業務仕様書、発注機関や施設の規模が分かる資料、雑誌掲載記事などの写し等）を添付すること。

エ 単独企業の資格及び実績要件

上記イ(ア)から(エ)まで及びウに掲げる資格条件を全て満たしている者であること。

4 質問書（本要領第1号様式）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和3年5月18日（火）午後5時まで（必着）

- (2) 提出先 3(1)イと同じ
- (3) 提出方法 電子メール（※ 電子メール送信後、確認の電話を提出期限内に行ってください。）
- (4) 回答日等 令和3年5月26日（水）までに電子メールにより回答します。

5 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第5号様式を鑑とし、本要領第2号様式から第8号様式までを添付）に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 当該業務の実施方針（本要領第2号様式）

業務説明資料に記載の業務目的を踏まえた、本業務の実施方針を記載してください。

イ 当該業務に関する具体的な提案（本要領第3号様式）

次の(ア)から(ウ)までの提案を記載してください。

(ア) スケジュール管理方針の提案

(イ) 品質管理方針の提案

(ウ) コスト管理方針の提案

ウ 業務の進め方（本要領第4号様式）

ア及びイに基づき、業務の進め方を記載してください。

エ 実施体制（本要領第5号様式）

業務の進め方（本要領第4号様式）に基づき、実施体制を記載してください。

なお、「受託者としての取組体制」の欄には、受託者としての配置予定者を支える後方支援について、技術関連（土木、設備、建築等）や法律関連等の体制を記載してください。

また、提案者が特定共同企業体である場合は、分担履行方式に基づく体制を記載してください。

オ 配置予定者の業務実績（本要領第6号様式）

5(4)及び提案書評価基準に係る業務実績を記載してください。

なお、実績が複数ある場合については、罫線枠は自由に拡大・縮小してかまいません。

カ 配置予定者の経歴等（本要領第7号様式）

全配置予定者の経歴等を記載してください。

キ 企業としての取組（本要領第8号様式）

届出又は認定の有無を記載してください。

なお、届出又は認定が確認できる書類等の写しを様式の枠内に貼り付けてください。

(4) 配置予定者（資格者）の条件は、次のとおりとします。

ア 特定共同企業体の場合

(ア) 本業務の履行期間内に、管理技術者及び担当技術者を配置すること。

(イ) 管理技術者は、代表たる構成員に所属していなければならない。

(ウ) 管理技術者（業務の技術上の管理を行う者）

次のa及びbの資格条件を満たす者を1名配置すること。

a 平成18年4月1日から本委託のプロポーザル参加意向申出書の提出日までの間に完了した、官公庁又は一部事務組合発注における施設の設計及び施工段階において、スケジュール管理、品質管理又はコスト管理を含む発注者支援業務等を、責任者又は担当者として

2年以上従事した実績があること。

b 技術士「建設部門（施工計画、施工設備及び積算）」又は技術士「上下水道部門（上水道及び工業用水道）」の資格を有すること。

(エ) 担当技術者

次の a 及び b の資格条件を満たす者を 1 名以上配置すること。

a 平成 18 年 4 月 1 日から本委託のプロポーザル参加意向申出書の提出日までの間に完了した、水道法（昭和 32 年法律 177 号）第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設、増設又は改造に係る設計業務（基本設計又は詳細設計）又は工事監理等を責任者又は担当者として履行した実績があること。

b 技術士「上下水道部門（上水道及び工業用水道）」の資格を有すること。

c 管理技術者が、上記 a 及び b に掲げる資格条件を全て満たしている場合は、担当技術者との兼務を認める。

イ 単体企業の場合

ア(イ)を除く、ア(ア)から(エ)までに掲げる条件を全て満たしていること。

(5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は最小限としてください。

ウ 本文の文字は 10 ポイント程度以上（図表等は除く）の大きさとし、各提案書類は、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

エ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

6 評価基準

提案書評価基準のとおり

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）
イ 提出先 3(1)イと同じ
ウ 提出期限 令和3年6月16日（水）午後5時まで（必着）
エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

（注意）

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・持参の場合は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、提出先までお願いします。
- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

- オ その他 提案書提出時に参考見積書を提出してください。また、提案書一式の電子データ（PDF形式、押印不要）を格納したCD-R1枚を併せて提出してください。概算業務価格（上限）は、480,000,000円（税込）です。

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
イ プロポーザルの提出後、横浜市水道局の判断により補足資料の提出を求められることがあります。
ウ 提出された書類は、返却しません。
エ プロポーザルに記載した配置予定者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
ただし、業務説明資料5(7)に該当する場合は、変更を認めます。
オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
カ 提案内容の変更は認められません。

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和3年6月29日（火）（予定）
(2) 実施場所 横浜市庁舎20階（予定）
横浜市中央区本町6丁目50番地の10
(3) 出席者 責任者又は担当者（資格者）を含む3名以下としてください。
(4) その他 時間等詳細については、提案書の提出者に対し別途お知らせします。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜市水道局第一物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会	西谷浄水場再整備事業等に伴うコンストラクション・マネジメント業務委託に係るプロポーザル評価委員会
-----	-------------------------------	--

所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	横浜市水道局 水道事業管理者、水道技術管理者、経営部長、事業推進部長、給水サービス部長、担当部長（給水サービス担当）、配水部長、浄水部長、施設部長、西谷浄水場再整備推進室長、経営部経理課長、西谷浄水場再整備推進室再整備推進課長	横浜市水道局 水道技術管理者、配水部長、西谷浄水場再整備推進室長、経営部経理課長、浄水部浄水課長、浄水部西谷浄水場長、施設部計画課長、施設部建設課長、西谷浄水場再整備推進室再整備推進課長

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書により通知します。また、結果（全ての提案者名及び受託候補者名並びに次順位者名）については、横浜市ホームページにて公表します。

受託候補者として特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は横浜市水道局が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

横浜市水道局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、横浜市水道局閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために横浜市水道局において作成された資料は、横浜市水道局の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、横浜市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) 本市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (3) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(4) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、横浜市水道局の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(5) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

(6) 業務説明資料で対象とする施設整備の各公募に対し、契約を締結した者又は契約を締結する予定の者（以下、「契約者及び契約予定者」という。）は、本委託の受託者になることはできません。

また、契約者及び契約予定者と資本面及び人事面において関連のある者についても、同様とします。資本面において関連のある者とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 309 条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者とします。

13 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 参考見積書の価格が概算業務価格（上限）を超えるもの
- (8) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (9) ヒアリングに出席しなかった者

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。